各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　　御 中

← 厚生労働省　高齢者支援課

# 介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」の周知について

計２枚（本紙を除く）

Vol.１４２６

令和７年 10 月 14 日

厚生労働省老健局高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ：03-5253-1111（内線 3997）
ＦＡＸ：03-3595-3670

事　務　連　絡
令和７年 10 月 14 日

各 都道府県介護保険担当課（室）
各 市区町村介護保険担当課（室）　　御中
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」の周知について

平素より、介護保険行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

厚生労働省では、社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）における議論等を踏まえ、介護サービス事業所から介護分野の行政手続に関する簡素化や利便性向上に係る要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続きに関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置し、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和４年９月 29 日付老発 0929 第４号）においてお知らせしています。

令和７年９月 11 日に開催された第 15 回専門委員会において、近年の要望の受付状況を踏まえ、介護サービス事業所等に対して改めて窓口の周知を行う必要性についてのご意見をいただいたところです。

つきましては、引き続き、介護サービス事業所からの簡素化や利便性向上に係る要望を適切に把握し、介護分野の事務負担軽減等に資する必要な見直しを図っていくため、各都道府県・市区町村におかれましては、管内の介護サービス事業所等に対して、本窓口の設置運用について改めて周知いただきますようお願いします。また、介護保険関係団体におかれましては、本件広く情報提供くださいますようお願いいたします。

１.「介護分野の行政手続きに関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」

※ 厚生労働省HP→政策について→分野別の政策一覧→福祉・介護→介護・高齢者福祉→指定申請等のウェブ入力・電子申請について→【要望専用窓口】
（掲載先はこちら）

※ 受け付ける要望については、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望に限らせていただきます。また、受付フォームに入力いただく際は、要望の対象様式や手続名等詳細まで入力してください。

２．「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の資料等

※ 厚生労働省HP→政策について→審議会・研究会等→社会保障審議会→介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会）
（掲載先はこちら）

【担当者】
厚生労働省老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室
電話　０３－５２５３－１１１１（内線３９９７）
E-mail：kaigoseisansei@mhlw.go.jp